

# 「2019年度第3回小企業者組織化特別講習会」開催！

## ～大阪弁護士協同組合 新宅弁護士が「民法(債権法)改正の影響」について講演～

大阪府中央会では去る1月20日(月)、マイドームおおさかにおいて「2019年度第3回小企業者組織化特別講習会」を開催いたしました。参加者は51名でした。講演のテーマは「民法(債権法)改正の影響」～取引・契約書の見直し、講師は大阪弁護士協同組合に所属する新宅弁護士。

まず、講師の新宅先生より「明治29年の制定後約120年ぶりの民法改正となります。しかし、それほど恐れる事はありません。今回の改正目的は民法を実情に合わせて現代化させること、さらに国民にとって分かり易い民法にすることですので、今日の講習会で改正の内容を知っていただき、是非、自社の業務に役立てていただけたらと思っております。」と挨拶がありました。続いて講演では、主な改正点である『消滅時効』、『法定利率』、『保証』、『債権譲渡』、『約款』について具体的な例を交えて説明されました。最後に「今回の講習会が自社の契約書や取引方法が新しい民法に沿ったものかどうか見直すきっかけになればと思います。」と締めくくられました。受講者からは、「改正の内容がよくわかり、早速、自社の契約書と取引について見直しを行いたい。」、「実務上のポイントを押さえた説明で理解が進んだ。」「4月からの改正という事で、時節にあったテーマであり、自社を運営していく上で気になっているトピックであったので、とても参考になった。」と言った意見が聞かれ、民法改正の概要と実務上での注意点を知らることができ、小企業経営者にとって自社運営に役立つ講習会となりました。



大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数のご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。